

決議第2号

下妻市新庁舎の建設費用等に関する決議

会議規則第14条第2項の規定により、下妻市新庁舎の建設位置及び仮設庁舎に関する決議を次の通り提出します。

平成30年12月20日 提出

下妻市議会議長 原 部 司 殿

提出者 庁舎等建設に関する調査特別委員会  
委員長 須藤豊次

## 下妻市新庁舎建設に関する決議（案）

本市の新庁舎建設については、現在、市当局において庁舎建設推進本部会議、有識者等による下妻市庁舎建設検討市民会議で議論されている。

また、本市議会においても同時並行的に庁舎等建設に関する調査特別委員会を設置し、新庁舎建設について調査・研究を行っているところである。

そのような中、第7回庁舎等建設に関する調査特別委員会では、委員から、「誰もがわかりやすく利用し易い庁舎、市の費用負担が少なく機能的な庁舎、環境に優しい庁舎、ライフサイクルコストのかからない庁舎」等、新庁舎整備についての意見があり、それらの意見について協議した結果、下記のとおり決定した。

以上のことを踏まえ下妻市は、下記の事項を今後の新庁舎建設に反映させること。

### 記

- 1 財政負担の少ないコンパクトでシンプルな庁舎とすること。
- 1 市民誰もが便利に利用しやすいようバリアフリー化を含めたユニバーサルデザインを考慮した庁舎とすること。
- 1 省エネルギー化や環境に配慮し、維持管理コストの低減が図られる経済性に優れた庁舎とすること。

以上、ここに決議する。

平成30年12月20日

下妻市議会